

第12回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2004.2.29)

出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

宮尾総務部長、田山企画局長、吉澤市町村課長、阿部情報政策課長、
松林住基ネット対応チームリーダー ほか

事務局：

お待たせをいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきます。委員の皆様には、日程調整の関係から、日曜日にもかかわらずご都合をつけていただき、ご出席誠にありがとうございます。出席委員が定足数を満たしておりますので、ただ今から、第12回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。なお、本日は田中知事、宮津政策チームリーダーが所用のため出席できないことを、あらかじめご了承をいただきますようお願い申し上げます。

次に、職員の人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

(松林経営戦略局長、吉澤市町村課長 自己紹介)

それでは、審議事項に入らせていただきます。これからの進行につきましては不破会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

不破会長：

それでは、審議事項に入らせていただきます。本日は午後3時30分終了を目途とさせていただきますと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の審議事項はお配りしました式次第にありますこの4点でございます。では、まず審議事項の1「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果及び県の対応について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

松林住基ネット対応チームリーダー：

それでは第1番の議題でございます、「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査の最終結果及び今後の県の対応策」について説明をさせていただきます。先般、昨年12月16日でございますが、速報というかたちで発表をさせていただきました。今回は、その後の最終報告結果、それから最終の評価書、これに基づきまして、県のほうからこの最終結果についてご説明をさせていただきます。概要につきまして、1ページ、2ページに結果の概要をまとめさせていただいております。あと3ページ以降、20ページまでが調査結果の詳細といえますが、調査の概要をまとめたものでございます。それから、21ページ、22ページが、今後の県の対応策ということになっております。それでは概略、1ページ、2ページにつきまして私のほうから説明させていただきます。

まず今回の調査でございますけれども、これは5月28日の第1次報告を受けまして、その後、田中知事のほうからの8月15日の記者発表、そこにおいて侵入実験をやる必要があると。このような経緯を踏まえまして、今回の侵入実験、いわゆるネットワークの脆弱性調査が行われたわけでございます。この調査の目的は、あくまでこの住民基本台帳ネットワークの当然一部を構成しております自治体のコ

ンピュータネットワークに対して行われたものでございまして、あくまで個人情報保護の観点からこれらのネットワークが十分安全かどうかを確認するという目的で行われたものでございます。これにつきましては、調査結果については、伊藤穰一氏による第三者評価を実施したわけでございます。調査を実施いたしましたのは、当審議会の委員でございます吉田柳太郎委員、それから吉田委員を補助する目的で長野県と委託契約を締結した者及びその助手からなる調査チームで実施をいたしました。なお、これらの調査については長野県の職員が立ち合っております。調査チームで行いました実験の概要につきましては、20ページをお開きいただきたいと思いますけれども、20ページに調査の環境イメージ図ということで掲げさせていただいてございますけれども、まず、3つの自治体におきまして、コンピュータネットワークの外部、それから内部のファイアウォール、これで言いますと、外部というのは右側のインターネットからの侵入実験、それから内部のファイアウォールというのは、この左側にございます灰色で囲んでございます一番下のところにファイアウォールがございまして、ここの部分。それからDMZ内の公開サーバということで、右側の緑の枠で囲んでございますが、MAILサーバとそれからWEBサーバと、これがDMZにある公開サーバ。それから、あと既存住基サーバ、その左下の既存住基サーバと書いてあります。ここの部分。それから、庁内WEBサーバ、その右の部分ですね。それから、住基ネットのCS、これは左側の先ほどの灰色の枠の中に囲んでございます。CSと書いてある部分です。それから、住基ネットのCS端末、右側の部分です。この部分につきまして調査を行った結果、幾つかの脆弱性が発見されたということでございます。その主なものを申し上げたいと思います。4点ほどございまして、1つは右側の既存住基サーバと書いてある部分、それから、庁内WEBサーバ、ここにつきましては、管理者権限でログインできたということでございます。なおかつ、データベースへのアクセス制限にも問題がありまして、住基コードなどの個人情報を含む重要なデータ、これがこの既存住基サーバの中で閲覧ができたということであります。このことは、この既存住基の中のデータの書き換えが可能であるということでありまして、書き換えられた住民票のデータが住基ネット、左側のこの灰色の外からそれぞれ都道府県ネットワークにつながっているわけでございますが、この住基ネットを経由して流通する可能性があるということの意味しております。詳細につきましては、また後ほど情報政策課長のほうから申し上げます。

それから、この件につきましては、第三者評価をなさいました伊藤穰一氏も、評価書の中でこの点について指摘をしております。16ページをお開きいただきたいと思いますけれども、16ページの上から5行目でございます。「しかしながら、直接に住基ネットに接続するコンピュータである「CS」「CS端末」及び「既存住基サーバ」は、すべて地方自治体ネットワーク内部にあるが、これらのすべてが攻撃されやすい状態であり、調査チームはそれらのコントロールを奪取することが可能だった」と、このように結論付けております。なおかつ、その2行ほど下でございますが、「理論的には、彼らが住民の記録を編集したり消去したり新しく作ることを可能にするということである」と。それから、「テストでは行われなかったが、このデータベースを編集することは偽の記録を中央の住基ネットシステムに送る事態を引き起こす原因となることはあり得るであろう」と、このように結論付けております。これが第1点目です。いわゆる、庁内LANの既存住基サーバ等に脆弱性が認められたと、この点を指摘しております。

それから、第2番目としましては、左側の住基ネット、CSを含むコンピュータネットワーク上のサーバのOSが非常に脆弱性を含んだまま運用されているわけでありまして、これにつきましては、一般に入手可能なツールによる管理者権限奪取が可能であったと、こういうことを言っております。このことも同様に、重要なデータの閲覧、それから、書き換えが可能でありまして、書き換えられた住民票デ

ータが住基ネットを經由して流通する可能性があることを意味しているということでございます。これは先ほど伊藤穰一氏の評価書についてもその点を指摘してございます。それから、住基ネット、CSで得られたデータを利用して、逆にこの右側にありますCS端末の管理者権限を奪取することが可能であったということでございます。

それから、第3番目の点につきましては、左側の20ページのこの表の「 」と書いてある部分でございますが、このファイアウォールについて指摘をしてございます。これは、既存の住基サーバとCSの間に置かれているファイアウォールでございますが、ここのファイアウォールには不要と思われるポートが空いている例があったということで、なおかつ、このファイアウォールのOSのバージョンが古く、既知の脆弱性を利用した攻撃が行われる可能性が存在したと、このように結論付けております。

それから、最後でございますが、この既存の住基サーバとCS、これがデータ交換をする上で当然必要なアプリケーションが必要になってくるわけですが、これに脆弱性のある関数が使われていることが類推されたということでもあります。それから、この右側にありますDMZ内の公開サーバの脆弱性は、これは発見はされませんでしたけれども、これは調査対象の公開サーバが適切に運用されていたためでありまして、このことをもってすべての自治体におけるコンピュータネットワークがインターネットに接続されているということの危険性そのものについては否定はできないということでもあります。それから、この調査書では、脆弱性の指摘に併せて、先ほど申し上げました、自治体が今後とるべき対応に対する提案も行ってあります。詳しくは21ページから22ページに掲げてございます。その中には個々の自治体、とりわけ小規模な自治体では対応が難しいものも含まれてあります。その場合には、コンピュータの共同運営などの方法により実現していくことも検討していく必要があると、このように考えてあります。

以上が概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ実験につきましては阿部情報政策課長、それから、今後の実験を踏まえた具体的な対応策につきましては吉澤市町村課長から、それぞれご説明をさせていただきます。私のほうからの説明は以上でございます。

不破会長：

すいません、ちょっと1点。まずこの実験結果の報告というのは、今日、私どもにさせていただくのは初めてだと思うんですけども、肝心の市町村に対しての報告についてはどうなっているのでしょうか。

松林住基ネット対応チームリーダー：

118の市町村、それから、その中に今回実験に協力していただきました3町村につきましても、昨日、すべてこの資料をメールで送らせていただいております。したがって、現段階では同時にこの資料は閲覧されていると、このようになっております。それからあと、市町村に対する対応策につきましては、今後、この後の対応策のところでも具体的に説明させていただきたいと思っております。

不破会長：

はい、ありがとうございます。情報政策課さんのほうからですかね。

阿部情報政策課長：

情報政策課長の阿部精一でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから3ページ以降をご説明させていただきます。最初にお断り申し上げておきま

す。この報告書はですね、先に1月16日にこちらにお見えの吉田委員さんから提出いただきました報告書並びに1月30日に第三者評価ということで伊藤穰一さんからいただいた評価書、これらを受けまして、長野県としてまとめた報告書でございます。この報告書は一応こんなかたちになっております。1つは、いわゆる問題点あるいは脆弱性があったかどうか、実際にあったかどうかということについて、それが発見あるいは確認できたものというものの整理。それから2つ目としては、この脆弱性を利用して実施することができたこと。それから3番目としては、この脆弱性を利用して実施の可能性のある問題点というような3つのレベルで整理させていただいております。そして、この3つのレベルをもってして、それをまたベースにして、さらに起こり得る可能性のある事項というような、そういったかたちでの報告書になっているということをもっとご連絡申し上げておきます。なお、付属資料の調査環境のイメージ図というのが編冊してございますが、20ページのところをもしよろしければ外して置いていただいて、ご説明を聞いていただくとわかりやすいかなというふうに思います。最初に目次で編成だけ概要をご説明いたしますと、1番として調査の目的、それから2番が調査概要、そして3番として調査結果・発見された脆弱性。それから4番目として対策、5番目その他、付属資料というような編冊になっております。

それでは、資料の5ページのほうをお開きください。最初に調査の目的でございますが、この部分は先ほど松林局長のほうからもご説明いたしました、今回の調査はですね、インターネット側から市町村の庁内ネットワークを経由した住基ネットの不正アクセス及び住基ネットシステムからの本人確認情報漏えいの可能性を確認し、有効な対策を講ずるための資料を得ることを目的として行われたということでございます。それから、調査方法につきましては、概要のところに記載してございますけれども、この調査を企画した時点ではですね、住基ネットが庁内LAN経由でインターネットに接続されている市町村は既に県内にはほとんどない状態でございます。こういった中で、この調査ではですね、内部からの侵入、つまり庁内LANから住基ネットへの侵入、それと外部からの侵入ということで、インターネットから庁内LANへの侵入という2種類の調査を行っていただいて、これらの結果を組み合わせることによって、住基ネットに対するインターネットからの脅威を明らかにしようというかたちになってございます。そういった中で、内部からの侵入調査につきましては、庁内LANに調査用のコンピュータを接続して行っております。外部からの侵入調査は、遠隔地からインターネットを経由してファイアウォールとDMZに置かれた公開サーバについての情報収集を行ったということでございます。この調査にあたって留意した事項はですね、調査対象自治体において実際に稼働しているコンピュータシステムに関して行われたものでございますから、調査にあたっては、コンピュータシステム及びネットワーク管理に支障が生じないように留意して行っていただいております。また、不正アクセス行為の禁止等に関する法律への配慮から、全国都道府県の委託を受けてLASDECが管理している部分、すなわちCSの都道府県ネットワーク方向にあるファイアウォールから上流部分ですね、国が管轄している部分については今回の調査対象とはいたしておりません。これが前提条件でございます。次に7ページをお開きください。調査の概要でございます。調査対象につきましては、211という表示にございますが、下伊那郡の阿智村、こちらについては第1次調査が平成15年の9月22日から24日まで。第2次調査が11月25日から28日ということでございます。2番目の団体でございます。諏訪郡の下諏訪町に関しましては、15年の9月25、26日の2日間にわたって調査をいただいております。東筑摩郡波田町は9月29日から10月1日ということでございます。このときの調査の環境についての記載がございます。阿智村に関しましては、第1次調査では役場サーバ室内のHUB、隣接する施設のLANポート、庁内LANにダイヤルアップというようなかたちでございます。その出先機関ルータ

に調査用のコンピュータを接続して調査をしていただいております。第2次調査はですね、いわゆるコミュニケーションサーバ(CS)が格納されております役場サーバ室内のラックを解錠したり、あるいはCSセグメントにあるHUBに調査用コンピュータを接続して調査を実施していただいております。なお、同じセグメントに属しますCS端末がラックの外にございますから、必ずしもこのラック内のHUBに接続する必要はないのでございますが、窓口業務への影響等を考慮して、サーバ室で調査をしていただいたと報告を受けております。続いて、下諏訪町の関係でございます。こちらは、調査用に構築した無線LANを利用して、役場に隣接する建物から調査用コンピュータを庁内LANに接続して調査ということでございます。この関係は中間報告のときにも誤解をされている表現者の方がおられたんですけども、下諏訪町の場合はですね、実験用のスペースというのがたまたまLANと離れたところの庁舎に設けていただいたものですから、その環境を作るために無線LANというものを活用して調査をさせていただいたということで、このへんのところは改めて今、ご説明させていただきます。つまり、通常の業務においては無線LANは使用していないということでご理解いただきたいと思います。それから、8ページですが、波田町の関係でございます。遠隔地、東京からですけども、インターネットでファイアウォールとDMZにある公開サーバを調査いただいております。続いて、調査の条件ということでございます。阿智村に関しましては、第1次調査では役場の許可を得た上、サーバ室、隣接施設及び出先機関における調査でございます。第2次調査においては、役場の許可を得てサーバ室のラックを開けて調査を実施したということでございます。それから、下諏訪町は先ほどお話ししたように、無線LANを仮設で活用してもらったということでございます。波田町は東京からインターネットということで同様でございます。それから、第三者による評価ということですけども、こちらは、客観的な第三者の評価によって調査の信頼性を高めるために、本県の情報化推進に関するメンター、助言者をやっただけでございまして、同時に、総務省の住基ネットシステムの調査委員会の委員でもあられます伊藤穰一氏に調査を依頼したところでございます。

次に9ページでございます。調査結果、・発見された脆弱性ということでございます。まず、3-1としてですね、庁内LANにおける脆弱性ということでございますが、これはイメージ図等もご覧いただければありがたいんですが、まず、ネットワークの設定という全体に関しましてはですね、庁内LANへの接続にあたっては、ユーザ名、あるいはパスワード等の設定に問題がございまして、調査用のコンピュータでネットワークに接続することができました。また、住民が自由に出入りできる施設のLANポートや出先機関のダイヤルアップルータに接続した調査用コンピュータでネットワークに接続することができたということでございます。イメージ図では、真ん中の下のほうにダイヤルアップルータというようなことで、ここに調査用のPCが書いてございますが、このことでございます。それから、既存住基サーバの関係でございます。こちら管理権限のユーザ名、あるいはパスワード設定に問題がございまして、庁内LANに接続した調査用コンピュータによりまして、管理者権限で正規のユーザ名になりましてログオンができたということでございます。この際にデータベースのユーザ名とかパスワードに問題があったためデータベースの内容は閲覧することができたということでございます。それから、この既存住基サーバで使用しておりますOSには既知の脆弱性がございまして、庁内LANに接続したこの調査用のコンピュータから、この脆弱性を利用して管理者権限を奪取することができたということでございます。イメージ図ではですね、中ほどに既存住基サーバのところに調査用パソコンから矢印が出ておりまして、その「 」で記載してございますのが管理者権限の奪取という意味でございます。それから、庁内のWEBサーバです。その隣にありますWEBサーバの関係はですね、こちらファイル共有の設定に問題がございまして、調査用パソコンから個人情報を含む重要なデータファイ

ルにアクセスすることができた。また、庁内WEBサーバが使用しておりますOSには既知の脆弱性があったものですから、この脆弱性を利用することによって管理者権限を奪取し、庁内WEBサーバを支配することができたということでございます。このほか、WEB上には不要なサービスの提供も行われていたり、OSレベルでのパケットフィルタリングによるアクセス制限というものも行われていない状態であったということでございます。その次にCSセグメントの関係でございます。既存住基サーバとCS間のファイアウォールということでございます。イメージ図もご覧いただきたいと思いますが、この間には不要と思われるポートが開放されているものがございます。今後このポート関連の脆弱性が発見される可能性については否定ができないと。なお、ファイアウォールのOSのバージョンも古い状態でしたから、既知の脆弱性を利用した攻撃が行われる可能性があるということで、こちらについては、イメージ図の中では左の下のファイアウォールのところに「 」の印がしてございます。これが脆弱性の存在が類推されたという意味がこの意味でございます。ご理解いただきたいと思っております。それから次にはCS、コミュニケーションサーバです。都道府県ネットワークの図のラックの中にありますCSの関係でございますが、このCSが使用しておりますOSに既知の脆弱性がございます。これも、これを利用することによって管理者権限を奪取することができました。なお、このCSのデータベースのユーザ名とかパスワードがパッチファイルに暗号化されずに記述されていたものですから、データベースにアクセスすることもできました。このデータベース自体も暗号化されていなかったために、当該自治体住民の住基ネット情報を閲覧することができましたということでございます。また、不要なサービスの提供が行われていたほか、OSレベルでのパケットフィルタリングによるアクセス制限というものも行われていなかったという報告でございます。それから、その右横にございますCS端末でございます。この端末が使用しておりますOSについても既知の脆弱性が...、こちらは脆弱性については存在はしていなかったが、管理者権限を奪取いたしました...、先ほど説明したCSのほうで管理者権限を奪取しておりますので、ここで得られましたデータを利用することによって、CSセグメントに接続した調査用コンピュータから管理者権限でログオンすることができた。また、CSセグメントに含まれている機器の大部分は施錠したラック内に格納されておったんですけども、先ほど申し上げたように、このCS端末というのは役場の窓口のほうに設置されております。このために、ここがCSセグメントの侵入経路となる可能性もありますといったご報告になっております。そういった意味で、CS端末に関しましても、管理者権限でログオンできたということから 印ということで記載させていただいてございます。最後にアプリケーションの関係ではですね、既存住基サーバとCSが通信するために使われていると思われるアプリケーションには脆弱性のある関数が使われている可能性があったというご報告でございます。それから、今度はインターネットからの関係ですけども、イメージ図では一番右側のほうになります。インターネット、青く塗ってございますけれども、今回の調査では脆弱性そのものは発見されておられません。しかし、一般にDMZにあります公開サーバの管理者権限が奪取された場合には、公開されている情報の破壊とか改ざんが可能なほか、DMZと庁内LANの間にあるファイアウォールですね、この設定次第によっては庁内LAN上に存在するデータも危険にさらされる可能性が存在するといったご報告をいただいております。

続きまして、11ページの対策の関係でございます。庁内LANの関係では3つほどいただいております。1つはネットワークの設定の関係でございます。ご指摘のあったような不正なログオンを防止するためにパスワードに関するポリシーを確立して、このポリシーに沿ったネットワークを運用ということが必要だということ。あるいは、不正な接続が行われないようにLANポート、HUBに物理的な措置を行うこと。ダイヤルアップルータに関しては、運用時間外の電源遮断等の措置が必要ということ

でございます。それから、既存の住基サーバの関係ではですね、不正なログオンを防ぐためにパスワードに関するやはりポリシーの確立。それからOSの脆弱性がございましたから、常に適切なセキュリティパッチを提供することが必要ということでございます。庁内のWEBサーバに関しましては、データファイルの共有設定というのを安易に行わないということ。それから、OSの脆弱性がございますから、常に適切なセキュリティパッチの適用。そして、不要なサービスも散見されましたから、こういったものを停止するとともに、OSレベルでのパケットフィルタリングを利用するということが提言されております。それから、CSセグメントの関係でございますが、既存の住基サーバといわゆるCS間のファイアウォールの関係ですが、調査でも確認されたんですが、システムが利用しないポートというものは閉鎖すべきだということ。それから、OSの脆弱性がございますから、OSのバージョンを最新にしていくということが必要だということでございます。それから、CSですね、コミュニケーションサーバに関しましては、やはりOSの脆弱性の関係がございます。パッチの適用、それから、不必要なサービスの停止と、OSレベルでのパケットフィルタリングの必要性ということをご指摘いただいております。CS端末に関しましては、12ページにわたりますが、不正に管理者権限でログオンできないようにするためにパスワードに関するポリシーの確立、それから運用が必要ということ。それから、不正な接続を防止するために、CS端末を設置しております場所ですね、これが役場の窓口になっているんですけれども、そこにLANポートに物理的な措置を行うということ。それから、ラック内にCS端末専用のファイアウォールを設置するというようなかたちでこのところの危険を防ぐという方法が提言されてございます。あとアプリケーションに関しましては、第三者によるソースコードをチェックできるような仕組みを作る必要があるということでございます。それから、インターネットの関連ではですね、DMZに置かれた公開サーバに対して常に適切なセキュリティパッチを適用するということ。そして、管理者権限が万が一奪取されるということも想定してですね、このファイアウォールの設定、あるいは庁内LANのコンピュータへのセキュリティパッチの適用等を適切に行っていく必要があるのではないかとございます。

最後にその他といたしまして、1つ目はセキュリティ監査ということでございます。この監査に関しても、一部の構成要素に限定せず、システム全体について実施すると。それも第三者による定期的な実施ということが必要ということでございます。それから2番目といたしまして、SLA、いわゆるサービス・レベル・アグリーメントといいますが、管理を委託している業者との間でこのSLAを締結いたしまして、ネットワーク管理、あるいはセキュリティパッチの動作の検証とか適用責任の明確化を図る必要があるということでございます。それから、人的な面では職員の教育ということでございまして、役場の職員がネットワークシステムの脆弱性を正しく理解することにより、不正なアクセスの防止を図る必要があるということでございます。それから、新たな技術等の導入ということで、モニタリングシステムとか、IDS・IDPとか、インベントリソフトという、そういったものによる端末の管理、あるいはL3スイッチといったものがございますものですから、あるいは認証VLANというような、新しい技術の導入ということ有効な手段ではないかということでございます。最後に、ネットワーク・コンピュータシステムの共同運営ということがございまして、今まで申し上げたような対策を講じる際に多大なコストが発生することが予想されます。こういった中で、本審議会からもう既にご提言いただいておりますけれども、県域WANを整備した上でサーバ群を共同管理するなど、複数の自治体によるネットワーク・コンピュータシステムの共同運営の検討をするということも必要ではないかということでございます。

非常に駆け足で恐縮です。最終に14ページになりますが、その他といたしまして、調査の日程とい

うことで、第1次、2次分の日程。それから、調査費用ということで第1次調査、第2次調査について、それぞれ記載させていただいてございます。これが一連の県としての報告書の内容でございます。

不破会長：

はい、ありがとうございます。少し実験そのものについて質問をしたいんですけども、その前に、その次の第三者評価の説明も先にお願ひできますか。

阿部情報政策課長：

それでは引き続きお願いいたします。ページは15ページからになっておりますが、伊藤穰一さんによる第三者評価の関係でございます。この評価はですね、最初に申し上げますと、次のようなおおむね3点で評価をしていただいております。1つは、今回行っていただきました調査の実施の方法についての妥当性ということ。それから、2番目としては調査結果の分析、評価。そして、3番目として今後の対応策の考察というような、こういう大きな3つの視点からの評価をお願いしてございます。

最初に15ページにございます調査方法に対する評価ということでございますけれども、少し抜粋で読んでいきますけれども、この調査にあたって調査チームに詳細にインタビューを行って、調査チームによって使用されたデータとかログ及び方法を再調査したということでございます。今回の調査は非常に多少困難な状況下で行われたんですけども、調査の技術的な要件は論理的に整合性がとれており、非常に高いクオリティを持った調査であったと評価する。実施手順については、実施者からの十分な説明を受けて、それを基に評価をしております、いわゆる調査に実際に立ち会わずとも正当な第三者の評価ができるものであるという伊藤さんの弁でございます。この調査チームの最終報告書と私の評価は、地方自治体ネットワーク及び地方自治体ネットワークへつながる住基ネットシステムの脆弱性を、公平かつ正確な視点で指摘していると言えるということがございます。それから調査全体の分析の関係ではですね、上から2行目にありますように、調査のプロセス、あるいはデータと分析について再検討をし、彼らの方法論と結論についてもディスカッションをしたということでございます。これらの結果から総合的に言ってですね、当該場所におけるセキュリティレベルは平均以下であり、住民について様々な個人情報は盗まれたり改ざんされることに対して危険な状態にあると言えるという報告でございます。16ページのほうでございます。2行目から読ませさせていただきますが、先ほどもお話があったように、「インターネットからの侵入テストは成功しなかったが、自治体オフィスの中からの侵入テストは成功をした」ということであります。「調査は、地方自治体オフィスの中のコンピュータに限定されていたため、総務省が管理する住基ネットには直接アタックしなかった。しかしながら、直接に住基ネットに接続するコンピュータである「CS」、 「CS端末」及び「既存住基サーバ」は、すべて地方自治体ネットワーク内部にあるが、これらのすべてが攻撃されやすい状態で、調査チームはそれらのコントロールを奪取することが可能であった」ということでございます。そして「CS」とか「既存住基サーバ」は、当該自治体に住んでおられます住民の住基ネットデータのデータベースを持っております。「これは、理論的には彼らが住民の記録を編集したり消去したり新しく作ることが可能ということ」であると。実際にテストでは行われておりませんでした。このデータベースを編集することは偽の記録を中央の住基ネットシステムに送る事態を引き起こす原因となることはあり得るであろうという評価でございます。加えてですね、今回の住基ネットとは無関係ではありますけれども、極めてセンシティブな個人情報を含んでいる多数のファイルが、保護がないまま地方自治体のネットワークの上にアクセス可能な状態で存在したという事実もございました。インターネットから地方自治体ネットワークへの侵入するこ

とは可能ではなかったのですが、ダイヤルアップアカウントというものがございました。これが何物かの支配下に置かれた場合にはですね、ネットワークにダイヤルインすることは可能であると。加えてですね、自治体では庁舎以外の施設でのネットワーク接続もできました。自分のコンピュータをそのネットワークと接続することができるならば、「ハッカー技能」を持たない何者でも容易にこれらの端末上に「共有されて」いる機密なファイルをダウンロードすることができるという記載がございます。それから、CSと地元住民の住基ネットデータを収容しております既存住基サーバに侵入することは非常に容易であったということもございます。それらは適切なセキュリティパッチが当てられていないままシステム運用を行っていた。既存住基サーバのパスワードはデータベースのものと同様に非常にわかりやすく、解明するのに時間は掛からなかった。そしてそのサーバ上を走っているソフトウェアは、「バッファオーバーフロー」の弱点が含まれた状態のまま書かれていたということでございます。ページをめくっていただいまして、こういったことはコンピュータエンジニアならば、住基ネットのデータにアクセスを得るために、自由に入手可能なツールを使ってこれらの脆弱性のどれでも自分の下に置くことが可能であるということでございます。このそれぞれの自治体のネットワークのセキュリティレベルについては平均点以下ということがまたここに出てきておりますけれども、住基ネット情報を含む様々な個人情報を盗んだり損害を与えることができるであろうという評価でございます。少し飛びますが、その文のくだりとしてですね、「私は住民と彼らの情報を守るべき担当者が際立って危険な状態にさらされていると考える」ということでございます。

それから、最終調査に基づく勧告というところがございます。これにつきましては、監査の関係を指摘していただいております、「a」のところの中ほどでございます。こういったことの監査の能力を有する第三者機関が存在するので、この第三者機関もしくは地方自治体に属する能力のあるグループにより調査されることを必要とする。「b」といたしまして、ハードウェアのメンテナンスに関する合意書に加えて、サービスレベルに関する合意書、サービス・レベル・アグリーメントを必要とするということでございます。多くのネットワークは管理責任を明示する合意書を当該業者と交わしていない状態であったということもございます。それから「c」といたしまして、時宜を得たプログラムの更新と修正パッチを当てるなどを行うことという指摘でございます。18ページにまいります。これらの中で、ネットワークのすべての部分について責任を負うべき者をはっきりさせるべきであるというご指摘もございます。それから大きな2番として、将来の監査に関する勧告ということもございます。こちらに関しても「a」のところではですね、「チェックリストによる監査」と、第三者機関によるセキュリティ監査が定期的に行われるべきであるということ。「b」として、ログとか監査担当者との面談は必要とされ、セキュリティ監査の質の評価が常になされるべきであるということ。それから、「c」といたしましては、長野県のセキュリティ監査は、...今回の調査のことなんですけれども...、不正アクセス禁止法に従うことが不可避であったものですから、地方自治体の管理するネットワークに限定されておりました。本来あるべきセキュリティ監査はシステム全体にわたってなされるべきであると。システムの構成要素も除外すべきではないと。重要なのは構成要素ではなく、システム全体のセキュリティであることが理解されるべきであるという記載でございます。3番目の付加といたしましては、こういった監査とか業者に対する責任、追加にはコストが必要となります。これらのコストと関係するコストから見たセキュリティ強化の実現可能性を評価すべきであるということでございます。「b」としては、メディアは、住基ネットシステム全体の脆弱性に焦点を当てずに、インターネットからの侵入実験の失敗にのみ焦点を当てていた。彼らはセキュリティ監査のポイントを間違えており、ただ、総務省と長野県の間に対立関係をあおり続けているだけである。しかし事實は、中央の住基ネットシステムが直接的には侵入

されなかったとしても、住基ネットシステム全体に脆弱性があることが見つかったということであると。そこで、何がセキュリティ強化のために必要とされるか、誰が設定の変更を実施しセキュリティ監査することに責任を持つべきか、そして、そのようなセキュリティ強化にはどのようなコストが掛かるか、これらの3点についての議論こそが最も重要なのでありとおっしゃっております。最後の結びとして、セキュリティ調査チームは業者、中央政府、地方自治体に対し、見つかった脆弱性と推奨される対処法について任務終了後、報告をすべきである。この技術的な報告は迅速かつ徹底的に行われるべきであるということで、1月30日に伊藤さんから評価をいただいております。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございました。私はこの脆弱性調査というものが、それだけでただあってはいけないのであって、これを受けて具体的にここで明らかになったことをどう改善していくのか。その改善案の具体的な提示がセットであるべきだというお話をこれまでさせていただきまして、今回はその後、具体的に長野県の具体的な対応についてという紙も付いてございます。これは、この次に市町村課さんのほうから説明いただけるわけですね。ちょっとその前に、これ非常に歓迎すべきことで、是非この点も詳しくお聞きしたいんですけども、まず、脆弱性調査について気になる点を少し質問を、対応チームか吉田さんか、どちらに答えていただいても結構なんですけれども、私のほうから、また各委員さんのほうからも。ただ、あまり長時間は取れないと思いますけれども、早くその次の改善案についての、具体的な対応についての議論を進めたいと思います。まず、私のほうからちょっとお尋ねしたいのは、1つは、『ASAHIパソコン』さんに掲載された記事がございます。CS端末の管理者権限を奪ったことについての問題が『ASAHIパソコン』さんのほうにも述べられていて、私もその記事を読ませていただいたところです。この問題は、まず管理者権限が奪えたのか奪えなかったのかという、事実関係をきちっと確認しなければいけないということと、奪えたのであるとしたら、どうやって奪えたのかという方法論の問題と、2つきちっと分離した上で説明をまずいただきたいというふうに思っておりますけれども、まずこの点について吉田さんか対応チームのほうから。では吉田さんのほうから。

吉田委員：

はい、ご説明します。管理者権限の略奪については、この記事の中でかなり書かれているんですけども、私独自にインタビューしたということになっています。質問はメール中心にいただいております、今ここでメールをお見せすることもできるんですけども。すいません。私、39度近い熱でですね、仕事を休んでいたときにお家まで電話をいただきまして、いろいろ聞いていただいた。メールで返事をしたということなんですが、CSについてパッチレベルの話をしまして、CS端末のお話と錯誤がありました。その後、訂正できるかたちでですね、いつもなら文書をいただいておりますけれども、その文書を頂戴することなく記事にされたということは、私的には非常に遺憾だと思っております。かつ、このCS端末は、実はパッチが当たってですね、それを当たっているパッチで取れたと言っているというのは、吉田というのほうそつきであってですね、彼はほうそをついているんだということで、第三者にそのようなお話をされている方がいらっしゃるということで、私も通報を受けておまして、これは非常に名誉を著しく損ねたというふうに残念でございますが、そういうふうになっている。じゃあ証拠は何だということになるんですけども、証拠はですね、基本的にどうやって取ったかということと、取ったのはどういうものかという話があるんですが。すいません、ちょっと画面が...、これですね。CS端末の管理者権限取得画面。どのように取ったかというのは、CSのIDとパスワード、これと同じ

ものをCS端末に入れてみましたところ、リモートから…。その端末をそのまま触ってはおりません。リモートから入れましたところ管理者権限が取れましたよというのがこの画面でございます。

不破会長：

すいません。この画面は、方法は別にして、CS端末の管理者権限が奪えたということを証明する画面だということでしょうか。

吉田委員：

そう理解していただいて結構です。

不破会長：

ちょっとこの画面についてもうちょっと説明していただけますか。

吉田委員：

いわゆるこれはCS端末の操作者画面という画面ですね。その住民基本台帳カードレイアウト編集という画面を表示してあります。この画面をリモートの私どもが管理者権限を持ってきた画面に映し出して、ハードコピーを取ったものでございます。

不破会長：

つまり、この画面が吉田さんの手に入っているということは、この画面を出した端末をこの状態にできたこと。

吉田委員：

そういうことでございます。

不破会長：

これはCS端末でこれを動かしたということではなくて、この実験をした方のパソコンでこの画面を出したということですね。

吉田委員：

そういうことでございます。

不破会長：

そうなる、まずは管理者権限が奪えたということは明確に今示されたと思いますけれども、どうやって取ったのか。先ほど少し話がありましたけれども、OSの脆弱性を使って取れたのではないというところをもう少しお話しいただけますか。

吉田委員：

つまりですね、CS自体は、先にこの報告書の中でありますように、既知の脆弱性についての対策がなされておりましたので管理者権限を略奪することができました。そのIDとパスワード、同じ

ものを使って入れてみたところ入れたということになります。

不破会長：

はい、ありがとうございます。わりと素直に入れちゃったということなんですかね。

吉田委員：

シンプルでしたね。

不破会長：

それから、あと私のほうからお聞きしたいのは、総務省さんからの見解で、次の3つの点を確認したいと思います。1つは、総務省の見解ではファイアウォールはいずれも突破されていないということをおっしゃっておられる。そのことについてどう思われるか。それから2番目が、ラックの鍵を開けた実験であって、実験的的確性を欠いているとおっしゃっておられる。そのことについて。それから3番目に、CSやCS端末の管理者権限をこのように仮に奪えたとしても、セキュリティ対策によって住基ネット上の個人情報盗み見ることはできないというふうにおっしゃっておられる。でも、ここには実際のデータベースのアクセスができたと書いておられるわけですけども、そのことについて。この3点、お話しいただけますか。

吉田委員：

まず、ラックの鍵というところですけども、阿智村ではラックの鍵は開けていただきましたが、下諏訪町では私もラックのところに入っておりませんので、下諏訪の場合ですと、無線LANを使ってわざわざ違う部屋を使ったわけですね。つまり、ラックの鍵は云々したわけではない。よって、ラックの鍵をことさらに強調するというのは、物理的な侵入があったかのように表現をしたい側の表現であってですね、今般の場合にはCS端末のほうに伸びているネットワークの回線を使えばですね、ラックの中に入っている端末と直接接続できる環境にあるので、ラックの鍵が必ず必要だということにはならないということになります。それから、ファイアウォールを突破していないということになりますけれども、報告書の中に、CSと既存住基サーバがどのような関数を持って通信しているかということがはっきりとわかっています。この関数は非常に脆弱性の高い関数で、ネットワークの設計者であれば、通常は用いないような関数を多用しているということがわかっておりますので、この関数が持つ脆弱性をつけば、ほぼ間違えなくバッファオーバーフローを起こすだろうということを想定できております。よって、これは時間さえあれば、必ずこの脆弱性によって起こるバッファオーバーフローが発生する危険性が極めて高い。よって、それを行ってさえいけば、ファイアウォールを通過してCSの管理者権限を奪取することは可能になっただろうというふうに考えております。

不破会長：

管理者権限が奪えても個人情報は盗み見れないんじゃないかという話ですが。

吉田委員：

この件に関しましては、不正アクセス禁止法に抵触しないという枠内でぎりぎりの中でやったことだという前提がございます。よって、不正アクセス禁止法に抵触しない環境を用意していただければ、要

はL A S D E Cや総務省側のほうで脆弱性テストをやってくださいという依頼をいただきさえすれば、私のほうできちんと対応ができると思いますし、共同実験も十分その範囲内だろうと思っておりますので、相手側が了承さえしてくれば、本当はどうなのかということは明らかにできると思います。ただし、不正アクセス禁止法に抵触しない範囲であれば、これ以上の実験は恐らく違う方がやっていただいても、範囲として限界であるということになるかと思っております。

不破会長：

ただ、実際にC Sの中に入っている住基データというのは見えてしまったわけですね。

吉田委員：

はい。

不破会長：

つまり、ほかの都道府県なりほかの市町村の住基データを見るということは法律に抵触をするので調べてはいないけれども、奪ったその市町村の住基データは見えた...

吉田委員：

はい。見えました。

不破会長：

ということですね。それ自体が暗号化されていて見えないようになっている、管理者でも見えないようになっているとか、そういうことではない。

吉田委員：

ではなかったです。

不破会長：

見えたということですね。

吉田委員：

はい。

不破会長：

だから、そこはきちっと対策を取らないといけませんよと。私は別に危ないよ、危ないよというだけではなくて、今はもうきちっと対策を取りましょうというステップにこの審議会は入っていると思っておりますので、この後、具体的な対策について県からまず原案を示していただきたいと思っておりますけれども、現実として、住基データは見える状態になったと。だから、それにはちゃんと対応しなきゃいけませんよということによろしいわけですね。

吉田委員：
結構です。

不破会長：
わかりました。あと、すみません。この実験結果について委員のほうからご質問・ご意見等がありましたら。中澤さん。

中澤委員：
会長さんが聞かれたのであれなんですが、私もうちの若い職員が、この『ASAHIパソコン』さんの記事をコピーして私のところへ持ってきてまして、そのMS03-026というセキュリティホールを使って侵入したんだという記事になっております。ただ、うちのその若い職員のほうも非常に勉強をしております、これに関してLASDECから来ている情報を集めてくれたんですね。その中でも7月18日に1次対策の指示が来ています。それから、8月22日に、こっちは1次稼働のICカード標準システムへのセキュリティ修正プログラムの適用指示メールが来ています。さらに、9月3日にCS端末へのセキュリティ修正プログラムの適用指示が来ています。9月8日には詳細手順の通知が来ています。いずれにしろ、このとおりやっていたとすると、少しタイムラグがあったとしても、11月下旬の時点ではこのホールというの埋まっていたはずだから、このとおりは入れなかったんじゃないのかなというのがうちの若い職員の言い分だったはずなんですけれども、そこで、今の説明をちょっともう一度伺いするんですが、実際に侵入に使ったのはMS03-026だったんですか、どうですかという点と、仮にそれを使って入れたということであれば、たまたま阿智村さんがこの修正プログラムを当てていなかった、そういうことによるためなんでしょうかという点。どうも私もちょっと専門家じゃないのでわからないんですけれども、先ほどの説明だと違う方法で入ったというような感じなんですけれども、そうだとすると、この記事から今日の説明に至る、その食い違いというのはどうして起きてしまったんでしょうか。少なくとも、1月16日の、今回の元になる生報告書はないのでわからないんですけれども、そのへんをちょっともう一度説明していただけるとありがたいです。

不破会長：
まず、CS端末を奪取した方法が『ASAHIパソコン』のものと違うのかどうかということですね。

吉田委員：
これはメールを全部公表しても意味がないので、

会場から：
公開なさればいいと思います。

吉田委員：
やめておきますけれども、要するに026だ036だとあなたは言いましたねと。あなたは026、036なんですよという質問を『ASAHIパソコン』は再三言ってきた。私はそのことが問題ではなく、ことさら問題ではなく、パッチを当てていくということのお話しをするべきなんだというメールを返信しているんですね。なんだけれども、報道としては独自取材をしたのは026、039だったんだ

よということを彼は言ったんだという話になっていますので、今、中澤委員のほうからのご質問のような誤解が生まれたのは当然のことでございます。結論はですね、パッチの問題ではなかった。つまりですね、MS03-026、MS03-039 というパッチを当ててみた。当ててみたけれども管理者権限は奪取できなかった。そこで、MS03-04 系というのがあるんですけども、そのパッチを当てる前にですね、実際にCSのIDとパスワードを既に取りっておりましたので、そのパスワードを当てて入れてみたところCS端末の管理者権限が取れましたということになります。つまり、CSのIDとパスワードと同じものをCS端末が使っていたということになります。

会場から：

この間と言うこと違うんですけども....、

不破会長：

すいません。ちょっと今、審議中ですので後で聞いていただければいいと思いますけれども。

会場から：

でも非常に一方的に過ぎます。それで、メールをご公開なさるのであれば、すべてなさるべきだと思います。

不破会長：

後でお願いします。まず、管理者権限が奪えたということは事実であるということと、奪う方法については報道された方法とは違うけれども、パスワードを入れてみたら奪えたということですね。

吉田委員：

そうでございます。

阿部情報政策課長：

会長ちょっとよろしいですか。今、吉田さんのご説明にちょっと補足なんですけれども、今、画面でCSのデータが見れたというお話の中でですね、あくまでもそれはサンプルが見えたということですよ。生のものではなくてサンプル、アプリケーションを起動していないけれども、サンプルが見えたということで、生のものではなくて役場が作っているサンプルが見えたということですよ。よかったかと思うんですけども、そこだけ。

吉田委員：

そのとおりです。

不破会長：

あと質問、ございますでしょうか。

佐藤委員：

次の話に移っていいんですか。この件をもう少しやったほうがいいですか。

不破会長：

ちょっと時間があまりないんですけども、中澤さんはあと何の。

中澤委員：

いや、若干ちょっとこの絵に関してです。

不破会長：

じゃあ先に中澤さんお願いします。

中澤委員：

よろしいですか。この絵の中で、これは吉田さんに聞いたほうがいいのかもしれないんですが、12月24日のときに、波田町の実験で報道のされ方が違うという中で、ファイアウォールが突破できなかったわけじゃなくて、ファイアウォールは通過しているんだと。そういう説明がありましたよね。そのときにこの絵で言いますと一番右側のところだと思うんですが、今回このところを「×」にしたというのはどういう意味なのかというのが1つと、それからもう1つ、これもまたうちの若い職員の話になるわけなんですけど、インターネットからDMZ上のファイルへ入るとするのは特別なことでなくて、これ通過するのは当たり前でDMZから庁内LAN接続された機器に入ってファイアウォール突破という話なんですよね。ですので、そのへん前回の説明ではあたかも通過することが特殊みたいにとらえられたんですけども、どうなんでしょうか。

吉田委員：

通過することは特殊なことでは全然なくて、総務省のほうがファイアウォールは突破されていないと言われているんだけど、突破ということはされてないということにはならないですよ。通過することは中澤さん言われたように特殊なことではないですねというお話でございます。

中澤委員：

そうしますと、いわゆるここで庁内LANまで入り込めなかったという意味でここは「×」にされたということなんでしょうか。

阿部情報政策課長：

はい、そのとおりでございます。一般的にはですね、このDMZというのは通常は会社なんかもそうですけれども、公開を前提にしたところでございますから、インターネットでアクセスされることを前提にしておりまして、非武装セグメントなんて言い方がありますが、入ってくる前提になっています。ここまでは来ても、今回、波田の場合はこのMAILサーバとかWEBサーバにしっかりしたパッチがあったものですからそれ以上は侵入できなかったと。それから、この下のファイアウォールを通過してですね、既存の住基サーバとか庁内WEBのほうまでは行かなかったという意味でよろしいかと思えます。

不破会長：

はい、じゃあ佐藤さん。

佐藤委員：

はい。簡単に言いますが、2カ所で庁内LANの実験をやった結果が1つに出てきているんですけども、先ほど、阿智と下諏訪で両方ともCSの管理者権限を奪取できたというふう感じたんですけども、それは事実ですか。

吉田委員：

事実です。

佐藤委員：

はい。そうしますと、下諏訪に関しては少なくともラックを開けてないということですね。当然のことながら。先ほどの話ですと。

吉田委員：

下諏訪町ですね。ラックは開けていません。

佐藤委員：

開けていないですね。それが確認したかったことです。

吉田委員：

今、下諏訪の管理者権限を奪取についてのお話ですね。

佐藤委員：

ええ。CS並びにCS端末に関して、下諏訪の結果と阿智の結果がどっちがどっちという報告ではないので、少なくともどちらかでは取れたと思いますけれども、下諏訪においてはラックを開けていませんので、その結果がもし違うものがあつた、違う結果であつたのかどうかということです。

吉田委員：

CSの管理者権限を奪取できたということ。

佐藤委員：

両方ともできたと。

吉田委員：

両方とも。

佐藤委員：

CSね。それともう1つですけども、

阿部情報政策課長：

あの、今の点ですけども、そこは既存住基サーバ...

吉田委員：

既存住基サーバです。申し訳ない、間違えました。

阿部情報政策課長：

下諏訪は基本住基サーバの奪取だけです。

吉田委員：

既存住基サーバの管理者権限の奪取は、阿智村と下諏訪町の両方でできております。

不破会長：

まとめると、阿智村で奪取したのはC SとC S端末と既存住基サーバ。下諏訪では既存住基サーバの管理者権限を取ったと。

吉田委員：

はい。すいません。そのとおりです。

阿部情報政策課長：

それです、特にこの報告書はですね、3つの町村を一緒にしてございます。というのはいろいろセキュリティ上のももございませぬものですから、あまりどこのサーバとかいうことはあれなんですけれど、これだけちょっとご了承いただきたいと思っておりますけれども。個々の情報ということになりますと、そのへん御理解をいただければ。

清水委員：

ちょっといいですか。今の点ですけれども、報告書自体もちろん各自治体ごとに出ていて、それをそのままここに公表してしまうと問題があるので、県のほうのまとめとしては、それをスクランブルして1つにまとめてたということですね。

不破会長：

それではですね、これを受けて長野県の具体的対応、自治体に幾つかの脆弱性が明らかになったということと、それから、ここで調べた範囲内でも既に8月までの審議会で幾つかの脆弱性について、その改善案を、1次から4次までの改善案を出ささせていただいておりますので、それを踏まえて長野県の具体的な対応について、これは市町村課からお願いいたします。

吉澤市町村課長：

はい、それでは...

清水委員：

ちょっと。今後の長野県の対策にも関係するのかもしれないけれども、伊藤さんの第三者評価の一番最後のところに、中央政府になどにも報告をして...、ということが書かれていますけれども、この報告

書なのか、あるいは長野県のほうに上がってきている報告書なのか、いずれにするのかはともかくとしてですね、総務省でやっている品川区でやったものと情報を共有して一緒にする、検討するようなことを考えたほうがいいのかなというふうに、この伊藤さんのから読んだんですね。今回、これが公表されるということは非常に、今回、協力した3つの自治体はどうだったかということよりも、全国の自治体にとって非常に意義のある報告だと思えるんですけども、そのあたりについて、総務省と話をするというようなことが書いてなかった、先ほどの説明にはなかったような気がしたんですけども。

不破会長：

是非、それはさっき吉田さんが言われた共同実験というようなものも含めて、是非、県のほうで検討もしていただきたいと思います。

松林住基ネット対応チームリーダー：

今の点につきまして、田中知事もですね、中間報告のときにも、これは総務省と長野県と、それからそれに賛同するような都道府県があれば、ともにこれは共同実験をやっていくよう総務省に言うべきであると、このように記者会見で言っておりますので、当然これはそういうスタンスに立って総務省のほうにも...、まだこれは中間報告の段階で総務省は何も言ってごさいません。最終報告が出た段階でご報告申し上げると、このように言っておりますので、そのときに共同実験の呼び掛けもしていきたいと、このように考えています。

清水委員：

私が言っているのは、共同実験しましょうということ以前に、こういったものの情報を共有化して、どこが問題でどういうふうに、誰がどういうことをやっていけばいいのかということをおと市町村だけではなくて、国も一緒に入ってくるべきだし、長野県以外の自治体も考えていかなきゃいけないことだと思うんですね。ですので、共同実験いやだと言おうが言うまいが、それ以前にやっぱりこういうことの情報の共有化ということは、ちゃんと責任ある行政同士でやるべきではないかという、そういう意味です。

不破会長：

はい。総務省の伊藤穰一さんもそのメンバーであるこのネットワークシステム調査委員会とも連携が取れれば、今、清水さんが言われたことが実際に実現するんじゃないかと思うんですけども、是非、県のほうからその働き掛けを、呼び掛けをお願いいたします。

清水委員：

一緒に実験やろうと言うと、それはなんかいろいろと理由付けて、あるいはお金の問題とか、どこが協力するかと、いろいろな難しい問題があるでしょうけれども、こういうものはやっぱりなるべく早く情報を共有化して、できる対策はどんどん立てていく、できないものはできないんであったら何を切るかということ迅速に対応していかなきゃいけない問題だと思うんですね。

松林住基ネット対応チームリーダー：

この点については、吉澤のほうからも来週早々、総務省のほうへ行く予定だというふうに考えており

ますので。また後で説明があると思います。

中澤委員：

あと2点ほど聞きたいんですが、これは個別のことじゃなくて全体的なことなんですけれども、今日のご報告、初めて私は聞くわけなんです、そういう中で1点、要はインターネットからは入れなかった。庁内LANへ接続した調査用のパソコンから入れたということですよ。いわば、それに対して、その脆弱性たるものというのは設定が甘かったり、それから、既にわかっているホールなりを使われて入られたということなんですけれども、この結果報告だけを見ていると、私はこういう感想を持つんですよ。なぜこんなに発表が遅れてしまったのかな。ですので、12月15日になされた報告なり、あるいは1月にされた報告の後、今日まで、まず県と業者さんとの間でどれだけのこういうやりとりがあったがために遅れたとか、何かこういう詰めなくちゃならない問題があったから遅れたとか、何かあるんでしょうかというのを聞きたいのと、それからもう1つ、伊藤さんという方に第三者評価を依頼されているようなんですが、この方にされたのはいつの時点であったのかということを知りたいですね。

不破会長：

私も是非、実験結果公表が今日までになったと、ここまで延びた。私自身は1月16日に吉田さんから最終的な報告が出たというのはニュースで聞いて、あと伊藤さんからいつ第三者評価が出たのかというのを聞いておりません。どうも1月の末に出たんじゃないかといううわさを聞いた程度なんですけれども、実際に1月の末に出たんだとしたら、今日ここまでなぜ公表がこれだけ遅れたのかという、そのことを是非、県のほうからご説明をいただきたいと思います。

中澤委員：

ちょっと待ってください。というのは、この中身というのが、そんなにしまっておかなくちゃならないような中身とは思えないんですよ。ごく普通に…、

不破会長：

同じことはですね、安全策についても、なぜここまで遅れたのかというのは後でお聞きしたいところなんですけれどもね。

中澤委員：

それともう1つ、伊藤さんにした経過を知りたいというのは、これ検証がインタビュー調査でやられているんですよ。報告を見ると、普通こういう検証をされるのであれば、もう少しきちっと検証できる体制を最初から考えるべきじゃないのかなと思うんですね。非常に高名な方なんですけれども、その方がいいとか悪いとかということではなくて、県が検証業者さんを指名するのにあたって、ちょっと甘すぎるんじゃないのかなという感じがいたします。ですので聞きたいということです。

不破会長：

お願いします。

松林住基ネット対応チームリーダー：

なぜ遅れたかということについては阿部情報政策課長のほうから申し上げます。それから、伊藤さんといつ決まったのか。これは市町村課のほうでその契約時期をちょっとお示ししてください。

阿部情報政策課長：

ご報告が遅れた件なんですけれども、先にお答えするのに、我々いわゆる最終報告をいただいてからの経過ということでご説明いたしますけれども、1月16日に吉田さんから知事のほうに報告書をいただきました。実際は非常に厚い精度のある報告をいただきましてですね、実際の報告書プラス「ログ」と申し上げまして、作業のログもいただきまして、全体では約300ページぐらいに及ぶログをいただいております。それをいただいてですね、うちのほうも技術関係の職員もおりますから、そういった者を中心にですね、1ページ1ページまず分析をさせていただいております。こういったことは初めてなものですからそれにかなり時間を要しましたということがございます。そういった中でですね、その吉田さんのご報告の中で、我々がまとめた中でいろんな疑問点とか資料の関係でわからない部分を逐次吉田さんとメールなり、来ていただく中にご照会はしたということで、そこに時間を要したことがございます。それからもう1点はですね、協力いただいた3町村にも吉田さんからいただいた報告書、それから伊藤穰一さん、1月30日にいただいたわけなんですけれども、この内容をそれぞれ総務部長と一緒に出向きまして、それぞれの町村にご説明してきました。特に吉田さんの都合の付くところにはご出席いただいて、生のご説明をいただきました。そこでの質疑をやった上で、ただ、差し上げてもすぐわからないということですね、一定期間を置いて関係町村から疑問点とかもいただくということで、そこでかなり期間を置きました。それに対するまたお答えをするということで若干時間を要しました。そういった意味で、ご協力いただいた3町村にはですね、報告内容について確認をいただいて、ご了解いただいたということでの時間を要しました。それから、第三者評価をいただいた伊藤さんに対しまして、評価全体について我々なりに読解させていただいてわからない部分については、じかに東京までお尋ねして、伊藤さんにお時間をいただいて、そのへんの確認もさせていただいて、またそのときにも疑問点がありましたものですから、それに対する回答をいただくにも、伊藤さんも全世界を飛び回っている方ですから、そういった中で若干時間が掛かったという経過がございます。それから、そういった作業的なものにプラスしてですね、今回の報告書にはいわゆる対策案、対応案という安全対策が非常に重要なポイントだと考えております。それはですね、それぞれの方からご提言いただいたものをもとに長野県としてできるものはどういうものかということについても対応チームのほうで検討をいたしました。それを具体化するということも非常に大事な作業ですから、そのことに関してもプラス時間を要したというような、こんな経過がございまして、我々としては持っている能力でできる限りのことをさせていただいたんですけれども、結果的にはこれだけの日にちが掛かったというようなことをご了解をいただきたいと思います。

吉澤市町村課長：

契約関係につきましては市町村課のほうで担当をさせていただいておりますので、経過につきましてご説明いたしますと、伊藤穰一さんとの契約につきましては昨年の12月3日にさせていただいております。レポートの報告につきましては1月30日にいただいております。以上でございます。

不破会長：

はい。では、すいません。これを踏まえた長野県の具体的な、いかに住基ネットをこれから安全にしていくのか。どのように安全な住基ネットを作っていくのかということを長野県のほうから具体的な提案として報告をいただきたいと思います。

吉澤市町村課長：

それでは、今ほどの資料1の21ページ、22ページが具体的な対応についてということで、現段階で考えておる内容のペーパーでございます。上段でございますけれども、今回の調査は住基ネットの一部を構成していると思われる市町村のコンピュータネットワークというものを対象として行ったものでございまして、その結果につきましては、まず市町村によくご理解いただくということが何よりも重要だと考えてございます。22ページのところをご覧いただきたいんですけども、まず、とりわけ大事なのが市町村に対して直接ご説明するというではないかというふうに考えてございまして、資料上は3月上旬と書いてございますけれども、今の予定では3月3日に東北信と中南信の2カ所に分けて、そのポツ3つ書いてございますような内容、調査結果、あと対策と、ご提案というようなかたちでさせていただきたいと考えてございます。また恐縮でございますが、21ページへお戻りいただきたいと思います。上段の後段ですが、これはあくまで以下に書いてございますことは、現時点で考えている対応ということでございまして、具体的にどのような対策を取ってまいるかということにつきましては、市町村とよくお話し合いをして詰めていきたいということが何より大事だと思っておりますので、そのようなかたちで進めさせていただきたいと思っております。まず1でございますけれども、セキュリティ研修ということですが、報告書の中でもこのネットワークのセキュリティ強化支援というのは大事だということでございますので、まず、十分に市町村の方々にご認識いただくということで、研修会を実施してまいりたいと考えております。内容につきましては、(1)から(4)まで書いてございますが、(1)(2)(3)につきましては、主に住基の担当者を対象にしたものでございまして、まず、セキュリティ研修会、それと住基ネット運用を含めた研修会も併せて平行的にさせていただきたいと。それと、市町村のネットワークの脆弱性等につきましては、それぞれ置かれている状況、規模の大小、あるいは機器の構成、いろいろな面でいろんな個別な事情もございますので、そういったものに対してきめ細やかに相談やアドバイスを行っていきたくと考えてございます。それと、報告書にもございましたように、住基に限らず市内全般にわたる情報管理というようなご提案もございましたので、(4)でございますけれども、市町村の一般職員に向けましてそういったセキュリティ研修機会を充実させていきたいと、このように考えております。

2でございますが、これはセキュリティ監査等ということでございますけれども、全国レベルでセキュリティ監査等が進められるということでございますので、これらが長野県内におきましても確実に進められるように支援してまいりたいと、このように考えてございます。中身につきましては、(1)ですが、セルフチェックリストによる市内LANのセキュリティ点検。(2)でございますけれども、情報セキュリティ監査。あるいは(3)でございますけれども、自己点検、セキュリティ監査の実施。これはLASECのほうで行いますけれども、これらにつきまして県としても積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

3につきましては、情報政策課長のほうでご説明いただきたいと思っておりますけれども。

阿部情報政策課長：

お願いいたします。情報政策課のほうは主に技術的な面でのバックアップということで検討してございます。1つは、先ほども市町村課長が申し上げたように、市町村の皆さんと十分協議しながら、なおかつ本審議会からも既にご提言いただいております2次案、3次案等を視野に入れながら、より安全なネットワークシステムの具体化を進めるという考えでございます。そういった中で、1点は、高速情報通信ネットワークの検討ということで、これは既に数年前から不破会長にもいろいろ委員を務めていただいておりますのをベースにしておりまして、県として今後の高速通信ネットワークの整備方針を今、検討して、案ができてございます。こういった中にも今のような視点が入っておりますものですから、これをできるだけ早目に市町村あるいは県民に公表して、パブリックコメントも得ながらこの方針をまず打ち出したいと思っております。これを公表次第、市町村の方とも協議を進めていきたいと思っております。これには印がありますけれども、1つの母体として、12月24日にも申し上げたんですけれども、長野県の電子自治体協議会というグループが118市町村、そして10の広域、そして自治振興組合も入っております。県もちろん入っておりますけれども、130からなる団体がございます。こういった団体を活用させていただいて、この中にもセキュリティワーキンググループというようなものもございますから、そんなところで検討を進めていただきたいと考えております。それから2番目の共同アウトソーシングの関係ですけれども、これは報告書にもコスト面からのことのご指摘もございました。そういった中で、当然アウトソーシングということも出てまいりますから、このようなことについても市町村とともに検討をしていきたいと考えております。それから3番目には、庁内LANに関するセキュリティ対策会議というようなことですね、新たな技術の導入というようなご指摘もございましたから、こういったことにも対応すべく検討を進めていきたいと考えております。ついでに4番のところには、パッチの關係の体制の強化というようなことは、これは地方自治情報センター等にも市町村課とともに要望をしていきたいと考えております。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。安全策について踏み込んだ具体的な県の対応プランというものがやっと明らかにされたということに大変うれしく思っています。そもそも安全策というのは、去年の8月の審議会で1次から4次までの案を決定させていただいて、それから6カ月がもう既にたっていて、11月の審議会でも12月の審議会でも、私どものほうで県の安全策について何ら具体的対応を示していただけないことについて問いただしをしてきましたし、これまではその意味で県に大変な不信感も持っていたところなんですけれども、今回、これで具体的な日程もまず最初は3月3日ですか、示されているということで、このとおり着実に実施されていくということを多いに期待もしておりますし、審議会としてそのことに協力もさせていただきたいと思っております。6カ月掛かって大変遅かったとはいえ、今発表された対応プランというのは大変具体的なものでして、県の意識の高さがうかがえるというふうにも思っております。特に私としては、2番目のセキュリティ監査に関して、これはすべての市町村が個々にペネトレーションテストを実施して、対策を取っていただくということが大変重要だと考えております。そのことに掛かる経費についても県が補助をするなど、市町村に対する支援もお願いしたい。また、セキュリティパッチも早急に当てなきゃいけないということが今回の実験の結果わかりましたので、それに対して県も市町村に対して支援をしていくということも必要ではないかと思います。また、3番目のより安全なネットワークシステムの検討というのは8月の審議会で決定したものの具現化だと思っておりますけれども、例えばデータセンター構想というのは、まさに市町村と協議をしながら進

めていく事項なんですけれども、その一方で、高速情報通信ネットワークを用いた安全な独自ネットワークというように、県が主体的に汗かいてやっていくような部分もございます。市町村と十分な協議はもちろん重要なんですけれども、県自らも安全策推進の大きな歩みをお願いしたいと思っております。具体的な改善案、県はこのようにして住基ネットを安全にしていくんだというものがやっと出てきたなというふうに大変うれしく思っております。このことにつきまして、各委員さんのご意見、あるいはコメント等を。では櫻井さんいかがですか。

櫻井委員：

私も今、会長がおっしゃったようにですね、随分長い間、この長野県下の市町村の住基ネットの問題点を論じてきたわけなんですけれども、問題を論じるところから早くまとめに入って、次の対策へと手を打たなければならぬとずっと考えておりましたけれども、共同センターと呼ぶのか、ハウジングと呼ぶのか、いろんな呼び方はあるでしょうけれども、地元の優秀なコンピュータ技術を使った長野県独自の住民情報をきちんと守っていく、しかも経済面でより効率の良いシステムを構築していくという方向に前向きにこれから展開していけるのかなということで、そのことを早目に立ち上げていただきたいな。そして、それはたぶん多くの問題点を私たち論議してきましたので、恐らく長野県は住基ネットに関しては全国で一番深く考えている県にこれまでになったと思うんですね。ですから、そういった問題の共有を土台にして作り上げていく新たな仕組みは、全国の県に対するひとつのモデルケースになり得るのではないかと考えておりますので、是非、このところにもっと集中して早めていただければというふうに感じております。

不破会長：

はい。ちょっと時間もあれなんですけれども、実際に実験をされた吉田さんのほうからも安全策全般についてお話しいただけますか。

吉田委員：

はい。第三者評価にも出ておりますけれども、全体の問題をいかにとらえるかということだと思っております。ひとつこういう事象がありましたという脆弱性についてのお話というのは私のほうからさせていただいておりますけれども、これを見てですね、その自治体のその1つのパッチの問題というにはあまりにも全体の状況を把握できないということになるかと思っております。この住基ネットそのものがどのように構築され、対策を打つことによってですね、問題と危険なリスクをいかに小さくすることができるのかという視点で対策を施していくと。この対策をいかに敏速に全国約3,200ある自治体、これが速やかにパッチの対応を敏速に行っていくのかという、この問題がはっきりしたことだと思っておりますので、この問題に取り組んでいけるように自治体の皆さんの力が必要なんだというふうに理解しております。

不破会長：

はい。あと、共同アウトソーシング、共同センターについては中澤さんのところがノウハウをたくさんお持ちだと思っておりますけれども、中澤さん、それだけに限らず、案についていかがお考えでしょうか。

中澤委員：

住基ネットと直接かかわりがあるというわけじゃないんですが、今、市町村ではセキュリティポリシーの策定ということをやっているんですね。そういう中で、庁内に設置をされた情報資産のいわゆるセキュリティに関する責任というものは、すべて市町村に掛かってくるんだよということが随分見えてきています。もともと住基ネットに関して言えば、平成12年9月に出された基本設計書の中でも、市町村側に設置するCS等の責任分界点というのは市町村側にあるということを示されていたわけですが、ただ、そういったことが現実として今のセキュリティポリシー策定作業の中ではっきりと見えてきている。そういう中で、対策基準とかあるいは実施手順というのを定めていくのが大切だということで、ほとんどの自治体で今策定中かと思えます。また、国のほうでも、例のセキュリティに対する財政支援措置みたいなことが非常にタイムリーといいですか、たくさんなされるようになってきております。そういう意味では、この審議会でいろいろ指摘してきたことが役に立ったのかなというような感想を持っているところです。こうした市町村がそういうふうに変ってきているようなことを踏まえたりする中で、セキュリティも上がっている、そういう中で、県としても早く...、今二重構造になっているわけですね。市町村が提供するサービスは実施されているけれども、県が提供するサービスは実施されていない。こちらへんに取り組んでいっていただきたいなと思えます。

不破会長：

はい。じゃあこれは実際に県のほうからまたいろいろな協力要請が各委員のほうにもあろうかと思えます。是非、そちらも協力していただいて、安全な住基ネット構築に皆で協力をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まだご意見などもあろうかと思えますが、時間の都合もありますので、次の審議事項、2の「公的個人認証サービス」についてに移らせていただきますけれども、まず、情報政策課長さんのほうから簡単にこれまでの審議状況をご説明ください。

阿部情報政策課長：

それでは資料の2-1をお願いいたします。公的個人認証制度に関する長野県の取り組みということで、制度の実施状況、ご案内のように、1月29日に法律が施行になりました。電子証明書の全国の発行状況、2月26日現在で1万2,084件というようにお聞きしております。現在利用可能な申請が名古屋国税の関係、あるいは総務省の恩給関係が始まってきております。こういったサービスに対して県民の皆さんからも不都合だというようなことで、制度未実施にかかる監査請求等もございました。あるいはいろいろご意見もいただいている状況でございます。それで、長野県の取り組みの状況でございますが、ご案内のように、11月6日の第10回の本審議会に、田中知事のほうから、個人情報の保護の観点からこの安全性や手続きについての審議・検証をご依頼申し上げて、以来審議会が1回、勉強会4回というようなことで、精力的にやってきていただいております。こういった中で、一応ご指摘いただいた項目がトータルで108項目ございます。この状況については後ほど不破会長のほうからご説明いただきたいと思います。この項目に関して長野県はですね、都道府県と指定認証機関との覚書、いわゆるSLAの締結等についてですね、全国の認証のための協議会がございまして、そういったところに要望をしてですね、これについては既に追加されるようなかたちできております。このほか、県として速やかに対応が可能な事項については協議会にも逐次要望をしてですね、市町村とも協議を始めている状況でございます。それから、都道府県協議会、今申し上げたものにはですね、長野県も積極的に参

加をいたしまして、現行システムの安全性の調査・検討というものを行う事業も盛り込まれております。具体的には運用基盤の整備事業という事業がございまして、これについても今議会のほうに16年度の当初予算として予算案に計上で要望をさせていただいている状況でございます。そのほかに、県はこういった状況を皆さんに周知する機会として、県民向けには制度開始前の1月26日に長野県の見解をホームページでアップしたり、表現者の皆さんにも資料提供をしております。県議会にも12月の総務委員会での報告、そして市町村には全市町村に文書での報告、あるいは市町村の事務担当者説明会での報告。市長会、町村会の評議委員会等にも出向いてこの状況を報告してきたというのが現在の状況でございます。以上です。

不破会長：

それでは、私のほうから審議会での審議状況についての説明をさせていただきます。お配りした資料、資料2-1が今阿部課長さんのほうからご説明のあった資料で、資料2-2というのが状況説明、あと非公開の資料を1部、配らせていただいております。これは、先ほど話があった108項目、個々についてどのようなやりとりをしてきたのかということ。その結果、これについてはどう確認が取れているのかというのをすべてまとめているものでございます。これはもう既に勉強会を行うごとに更新をして、その都度、全委員にお配りしてきたものでありますし、勉強会もお忙しい中、大勢の委員にもご参加をいただいております。

公的個人認証制度については、この中で個人情報きちんと保護されるのかどうかという検討を11月の審議会で知事より検討してくれということが依頼されました。これを受けて審議会では、昨年2回、それから12月の審議会を挟みまして今年1回、公的認証制度全体のセキュリティ面からの勉強会を県庁の中で行ってまいりました。検討した項目は大変多岐にわたって108になり、その中には県庁の中だけでの勉強会ではわからないので、検討ができないので、総務省やLASDECに問い合わせをした項目もございます。また、4回目の検討、2月19日というのは、私が総務省を訪ねまして、担当の企画官、それからLASCOM、LASDECの方々に直接いろいろとお尋ねもさせていただきました。検討項目の主な内容はこの資料2-2にあるようなものでございます。これはご覧になっていただければいいと思いますけれども、検討の結果、この108項目中97の項目では安全であるということを確認しました。そのことはこの資料には書いておりませんが、108項目中97の項目では検討をした結果、安全であるということが確かめられました。また、運用状況により確認が必要な項目、運用してから確認をその都度やっていったほうがいいよという項目が4項目ございました。また、セキュリティ面で不安な点があるが、審議会が県と相談をして示した長野県独自の対策や市町村への支援というものを実施することで安全となると、長野県独自の対策をそこにさらに付加することによって安全となるとという項目が4項目ございました。また、最終的に確認はまだ取れていない項目が3項目ございます。この制度全体をこの調査108項目でほぼ網羅できたかというふうに私どもは思っております。特にセキュリティをより向上させる具体的な提言を審議会としてさせていただいて、県もその実施を具体的に検討をしているということで、長野県がこの制度によって個人情報漏えいの問題が起きないように自律的に、何か与えられたものをそのまま実施するのではなくて、問題が起きないように自律的に制度を検証・判断している、そういう状況に今はなっていると思っております。まだ未確認の事項がございます。これについては改めて県を通して問い合わせを続けておりますので、総務省、LASDECのご協力を是非お願いをしたいと思っております。未確認の項目につきましては、それぞれ吉田委員さん、清水委員さん、それから私不破がかかわっております。それぞれについてかかわっております。これら

につきましては、個別に私ども県と相談をしながら作業をさらに続けていきたいと思っておりますが、審議会すべての委員がかかわって確認作業を、また勉強会を開くというような作業は、今のところひとまず区切りをつけたいと思っております。これまでの検討結果をまとめたこの非公開の資料を、今日ここで県にお渡しをしたいと思っております。県としてこれもしっかりと受け止めていただいて、一緒に問い合わせを続けていくということと、検討を続けていくということと、県にお示した対策を是非実施していただきたいと思っております。私としてはこの公的個人認証についての確認作業を、できるだけホームページなどを使って公開したいと。実は今日非公開のこの資料もできるだけ公開したいと私は思っております。審議会がこれまで何を検討をしてきて、どういう結果を今出しているのか、県がこの制度のセキュリティ向上のためにどのような独自策というものを検討しているのか、セキュリティ上の問題がない限り、もちろん公開することによってセキュリティ上の問題が起きるものは隠すとして、セキュリティ上の問題がない限り、できるだけ公開をしたい。公開の範囲については、この非公開の資料の中には総務省さんからの返答文も入っておりますので、総務省にもどの部分は公開していいよ、どの部分は駄目だよということをお問い合わせをしていただいておりますので、是非、公開の趣旨をご理解いただいて、協力をお願いしたいと思っております。これが私から報告をさせていただきます公的個人認証に関する現在の状況ということですけれども。ほかの委員さん、特にこの勉強会にご都合でご参加いただけなかった中澤委員さんと櫻井委員さん、これまでの趣旨はご理解いただけますでしょうか。櫻井さん、よろしいですか。

櫻井委員：

はい、大丈夫です。

不破会長：

中澤さん、大丈夫ですか。では、現在はこういう状況です。この非公開の資料を私は是非公開をして、皆さんのより深いご理解も得ながら進めていきたいと思っておりますので、是非この点、検討をいただいて、それとあと未確認の事項については各委員の個別のこれからの協力もまたよろしくお願いをします。それから、さっき申し上げた、県独自のより安全なシステムにしていくということで、県と検討を現在進めておりますことについても、先ほどの住基ネットの安全性確保とともに大変大事な作業ですので、是非実行をお願いしたいと思います。公的個人認証について、あと各委員さんのほうから何かご意見・ご質問等ありますでしょうか。

清水委員：

1点だけいいですか。この公的個人認証の進め方、これまでの進められ方といいますか、住基ネットのときもそうだったんですけれども、法律的に市町村が責任を負う場面というのがかなり出てくるにもかかわらずだと思っておりますけれども、市町村のほうの意見を十分聞いて作ってきたのかなというのは、この制度、法律を見ながらすごく疑問に感じました。その全国の都道府県が集まって議論をするのもいいんですけども、市町村の意見というのが十分反映されたかたちで、協議会というんですかね、それが進められているのかどうかということについてもすごく疑問を感じましたね。協議会で作っているマニュアルですか、何ですかね、あれを読んでも、市町村の責任の部分と県の責任、それからL A S C O Mですか、そこの責任のところはちゃんと書き分けを、一応されてはいるんですけども、内容的には恐らく市町村の責任の部分というのを、問題が起こったときの責任というのが一番起こりやすいとこ

るじゃないかなという気がするんだけど、そういうことを都道府県がちゃんと考えてくれているのかどうかということが、書き込み方がちょっとラフなんですよね、市町村のところ。そういうものを市町村をちゃんと巻き込んで議論しないで進めてきているのかどうかというところはよくわからない。特に12月の始めごろに、もうこの協定書はまとめなきゃいけないんだよと言われて、数日しかないところで、我々も大急ぎでそれを読み込んでいったわけですけども、こういう問題というのは、後で誰が責任を負うことになるかということを考えたら、協定書を作る、完成時点をもうちょっと遅らせてでも、ちゃんと市町村にその責任をどういうふうにしようかと。市町村の責任が軽くなれるような作り方はできないかどうかとかですね、そのあたりをちゃんとやっておかなきゃいけなかったと思うんですけども、そういうことをちゃんと議論した形跡を感じられなかったんですよね。それはこれから進めていく上でも、私は都道府県中心でこの話を進めていくというのは問題だろうと思うんですね。市町村の意見がなるべく反映されるかたちで、それを都道府県はまとめて進めていくというふうにしないと、私は問題が起こったときに、その分界点は市町村ですから県は関係ありませんというやり方はまずいなというふうに感じました。

不破会長：

今回、この公的個人認証の勉強会を情報政策課さんと一緒にやっていく中で、総務省にも一緒に私は行ったんですけども、情報政策課長さんはかなり、今、清水さんがおっしゃられたことを市町村を代弁するかたちで長野県からの意見ということで述べていられるんですね。実は長野県だけがそういうことを毎回きちっと指摘をされているんですね。是非、これからもその姿勢といたしますか、一緒になって市町村のためになることをやっていきたいと思っておりますけれども。

では、公的個人認証については以上のことで、あとは個々の委員で県の求めに応じて協力をさせていただくということでよろしく願いいたします。次に審議事項3番、「本人確認情報提供状況の開示について」に移らせていただきます。事務局からの説明をお願いいたします。

吉澤市町村課長：

それでは市町村課からご説明いたします。資料3をご覧くださいと思います。上段に書いてございますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバにおきまして、「本人確認情報提供状況開示機能」が追加整備されたということに伴いまして、住基法に基づいて行政機関等へ提供している「本人確認情報」について、その提供状況をご本人の請求に基づきまして開示してまいりたいと、このように考えてございます。開示の目的でございますけれども、本人確認情報がいつ、どこへ提供されているのか、法に規定された目的以外に提供されていないかなどを確認したいというような住民の方の要望に応えることと、もう1つ、地方公共団体職員による不正使用の抑止というようなものも例として考えられております。開示請求の方法につきましては、長野県個人情報保護条例の第11条第1項に規定というのがございます。その下に四角でございますけれども、第11条でございますが、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する自己の記録情報の開示を請求することができる」というような規定がございまして、これに基づいて実施してまいりたいと考えてございます。具体的な開示機能でございますけれども、(1)には開示項目というのをお示ししてございます。3枚目に具体的にご本人様に確認書というかたちで出されるもののフォーマットをご用意させていただいておりますので、こちらをご覧くださいと思いますけれども、提供期間というようなことがまず上段に示されまして、「あなたの本人確認情報提供状況は、以下のように記録されております」

ということで、本人確認情報につきましては、上段の右下でございますが、本人確認情報の欄に住
民票コード以下、性別、生年月日、氏名、ふりがな、住所というようなかたちで記載されまして、具
体的に提供された情報につきましては、上段の機能区分、利用事由、提供事務区分、提供元、提供先とい
うことで、どこからどこに対してどういうために情報が提供されたかがわかるようなかたちでご本人様
に確認書が交付されるというかたちになります。上の機能区分につきましては一括提供か即時提供とい
うようなかたちで、2つの大きな方法も考えられますし、利用事由のところでは、例えば生存状況の確
認というようなかたちも入ってくると思います。提供事務の関係では、例えば年金支給事務というよ
うなかたちで具体的に入ってくると。提供元としては、それぞれ国の省庁からというようなかたち、あ
るいは提供先につきましても同じようなかたちで、欲しいというところに出ていくというようなかた
ちになります。申し訳ございませんが、1ページ目に戻りますけれども、3の(2)でございますが、提供
ログというものが採取されまして開示までの流れがございます。その結果としてこういうことができ
ることになりますけれども、まず「ア」のところでございますが、提供ログ採取ということで、全
国サーバと県サーバということで、そちらへのサーバに本人確認情報のアクセスがあった場合には、そ
のログが提供ログとして記録されることになります。「イ」でございますけれども、提供ログにつ
きまして、特に全国サーバに提供されているものでございますけれども、これにつきましては、県単位に
分割されまして県サーバに送信されることになります。「ウ」でございますけれども、県サーバには
本人確認情報提供ログが住民票コードをキーにして検索できるようになってございますので、それを
開示用データとして出力するというので、先ほど3ページでご覧いただいた内容になります。次に2
ページ目にまいりますけれども、提供ログの保存期間につきましては、その下に1案と2案を考え
させていただいております。1案でございますけれども、長野県本人確認情報保護管理規程におき
まして、県サーバに保存されているログ、操作履歴の保存期間が7年と定めております。これは
その下のかっこにございますように、刑法の窃盗の関係と、電子計算機使用詐欺の公訴時効が7
年というようなことで規程されておりますので、このようなことがひとつ考えられます。第2案
でございますけれども、本人確認情報の保存期間というのが5年ということになってございま
すので、5年か7年。県といたしましては1案の7年ということで運用していく方法で検討
してまいりたいと考えてございます。この開示につきまして、これから県民にお知らせ
して、本人確認情報提供の開示につきまして進めてまいりたいと、このよ
うなかたちで考えてございます。以上でございます。

不破会長：

はい。このことにつきまして各委員さんからご意見等ございますでしょうか。これはよろしいですか
ね。それでは、次に審議事項4、「住基ネットの費用対効果の再試算について」に移らせていただきま
す。これは11月の審議会において最初の試算が示されまして、12月の審議会で再試算の方法につ
いて検討をし、それを反映するかたちで今日お出しいただくものです。それでは、事務局より説明をお願
いいたします。

中澤委員：

ちょっといいですか、今の。1点、聞きたいんですけど、私が聞くと叱られちゃうのかもしれない
んですけども、この採取されるログというのは、住基ネットへアクセスしたログでしたっけ。ファイ
ル提供になるようなものは採取されなかったんでしたっけ。

清水委員：

L A S D E Cへのアクセスを国等の行政機関からしてきますよね。そのログです。あるいは都道府県というのは、条例を規程することで、よその都道府県同士と本人確認情報をやりとりしますよね。だから、やりとりするというかアクセスしてきますよね、よそから。

中澤委員：

たぶんネットを使ってアクセスしてくる部分は取れると思うんですけども、テープでポコンと渡しちゃったり、そういったのは含まれるんでしょうかということを知りたいんです。

清水委員：

なるほど。

吉澤市町村課長：

条例等に基づきまして、あくまでも提供したということだけでございますけれども。

不破会長：

つまり、テープでどこかに出したというのは出したっていう記録だけが残って、出た先でどう利用されるということは記録されない。

中澤委員：

さっきの説明で、たぶん一括提供したというような区分に入るものはテープで渡されたようなもの。今すぐ返事いただかなくても結構なんです。

清水委員：

ちょっと条例の説明をすると、たぶんそれは第三者提供になるんですね。個人情報保護条例上の。その場合に、目的が必ず付いてくるので、第三者提供するときには条例の解釈として当然相手方が何に使うかということを特定しないと提供しちゃいけないことになっているので、その意味では記録には提供するときに、どこに、何を、何の目的で出したかということは記録されます。それが、その中に本人の個人のものが入っていたときに、それも開示しろというふうになれば、記録は県庁のほうに残っているので開示することはできますね。県に代わって説明しちゃいましたけれど、そういう仕組みです。

吉澤市町村課長：

ありがとうございます。

不破会長：

それでは、費用対効果の再試算について事務局より説明をお願いします。

吉澤市町村課長：

それでは、資料4につきまして説明させていただきます。先ほど会長さんのほうからご説明ございましたように、過去2回の審議会におきまして委員の方々からいただいたご意見をまとめさせていただ

ておりますが、1ページから2ページにかけましての部分でございますので、こちらで説明させていただきます。今回、再計算のポイントとさせていただきますものを以下に示してございます。まず転入転出の特例によります手続き時間の短縮につきましては、平成15年8月の2次稼働以降の利用件数が、その下にございますように、付記転入届7件、付記転出届5件というようなことで、非常にわずかでございますので、再計算の中では考慮しないということで落とさせていただいてございます。これで6,500万円のマイナスというふうなかたちになります。次に、住民票の写しの省略につきましては、従来、住民側のメリットというふうなもののみ計上してございましたけれども、ご意見を踏まえまして、行政側の収入減というのもございますので、それらを計上させていただくということで、これが13億7,000万円のマイナスとなります。3つ目でございますけれども、住民票の写しの広域交付につきましては、平成16年1月末までの利用状況をもとに再計算させていただいております。その下に計算式を示してございますけれども、8月25日からというのを8月としてひと月として数えていいのか悪いのかという議論もございましたので、としましてひと月として数えた場合、としまして数えない場合というようなことで、それぞれ計算させていただきまして、との平均ということが1,138枚と計算されますので、これに基づきまして再計算をさせていただきました。この点についてはマイナス16億2,000万円というふうなことで試算させていただいております。次でございますけれども、住基ネットシステムの運用管理のための事務負担、すなわち人件費を換算してのマイナスでございますが、これを計上させていただいております。計算方法につきましてはその下の四角に書いてございますように、下にアスタリスクで書いてございますが、所要時間につきましては、前回の試算においてヒアリングということでご協力をいただいた市町村が13ございまして、こちらにまたご協力いただきまして、バックアップですとか、ウィルスパターンファイルの適用確認などの状況につきまして年間所要時間を記入していただいて、それを人口規模別に平均した数値を取らせていただいております。なお、国民年金法による被保険者の資格の取得に係る20歳到達者の住民票情報提供事務というのがございまして、これが1カ月あたり10分というようなことで、これが12カ月で120分になりますので、年間2時間についてはプラス要素として計算させていただいております。これらを合わせまして、この項目では2億円のマイナスとさせていただいております。次に2ページへまいりますけれども、年金受給者現況届等の省略につきましてでございますが、これにつきましては、初年度で全国で200万件、平成16年度から2,000万件というふうなかたちで考えてございましたが、実は総務省と社会保険庁の協議がまだ現在継続中ございまして、平成16年度からの現況届の省略が難しい情勢になっておりますので、これにつきましては、平成17年度より2,000万件が省略できるということで再計算をさせていただいております。これによりまして6,800万円のマイナスというふうなかたちになってございます。この点に関しては、その下の「 」でございますが、国の機関等への情報提供料の増加によります都道府県負担金の減額というのがございまして、プラスの要素として計上させていただいております。計算式はそこに書いてございますように、社会保険庁への情報提供については国全体で2,000万件を年6回と。10円ということで費用化しますと12億円というふうなかたちになります。長野県は負担割合としまして1.9%ということですので、2,280万円というふうなかたちになりまして、これを17年度以降、29年度まで13年間分ということで、約3億円のプラスということで再計算をさせていただいております。次に、システム更新のための経費でございますけれども、平成16年度以降、県と市町村の経費について、従来は計上経費のみを計上させていただいておりますけれども、システム更新経費をマイナスの要素として計上させていただきました。まず、で県のネットワークの通信機器、ファイアウォール等の更新でございますけれども、平成13年度実績が3,342万円弱ということで

ございまして、更新につきましては7年ごとという想定のもとに平成20年と平成27年の2回分で、6,684万円ほど計上させていただきました。次に でございますが、市町村のCS、CS端末の更新に伴う工事につきましては、下の表によりまして、一番下に書いてございますように、更新は18年度から5年ごとということで、18年度、23年度、28年度の3回を計算させていただいております。1回あたりの総額が、表の右下でございますけれども、1億1,600万円余でございますので、これを3回分ということで、この点、3億5,700万円というなかたちになりますので、 と 、県と市町村を合わせまして、その下の四角に書いてございますように、4億2,000万円のマイナスというかたちで再計算をさせていただいております。次に3ページでございますが、その他の計算方法等につきましては、前回と同じでございます。3ページの下にまいります、今回の再計算で数値化していない要素がまだございます。先ほど中澤委員さんからございましたように、3つ目の県の事務における住基ネット利用についても、住民サービスの向上ということも考えられるわけでございまして、これにつきましては一番後ろでございます、20ページに現状というようなもので資料をお示しさせていただいております。1のところでございますように、現状では32法律で68事務というようなことが想定されておりまして、特にパスポートの発券についての県利用については、長野県以外では全部で実施されている状況がございまして、市町村等から要請というのはある状況でございます。2でございますけれども、利用にあたっての検討事項に記載のとおりでございますが、県といたしましては、脆弱性調査の結果を踏まえた安全対策の進行状況や、県サーバによる本人確認情報を現地機関でも利用することによるセキュリティ対策というようなものを具体的に検討いたしまして、次回以降、改めて議論してまいりたいと考えてございます。なお、県内部のネットワークのセキュリティの検討にあたりましては、具体的・技術的な部分でまた審議会委員の皆様のアドバイスをお願いするようなこともあろうかと思っておりますので、その節にはまたご協力をお願いしたいと考えてございます。本体の3ページのほうにもう一度戻って恐縮でございますが、今日お示した再計算でまだ数値化していない事項といたしまして、負担というところで、緊急トラブル等への対応ということもございます。これは清水委員さんからご提案いただいておりますけれども、まだ、トラブル等の発生につきましてもなかなか発生の確率ですとか、その場合の規模等の予測が大変難しいところがございます、申し訳ございませんが、本段階の試算ではまだ入れてございません。それで、今1ページ、2ページ、3ページで申し上げましたことをトータルで集計いたしますとどのようなことになるかということでございますが、16ページをお開きいただきたいと思います。16ページに試算表ということで、すべての集計表ということでお示しさせていただいております。表につきましては、左でございますが、行政側、住民側ということで、これにつきましてはメリットの部分になります。その下の経費という部分がそれから控除するということで、差引が上から下を引いたもので、その累計がどうなるかという構成になってございます。差引の欄をご覧くださいますと、単年度ベースで見た場合には、平成15年度からメリットのほうが上回るような状況が見受けられると思います。あとご覧いただきたいのは差引の累計の欄でございますけれども、導入経費というものも含めまして累計で見ますと、平成29年度まではメリットが経費を下回るというようなことで推移してございまして、平成29年度段階、本試算の最終年度ではマイナス2億4,000万というようなかたちになってございます。説明は以上でございます。

不破会長：

はい。この件につきまして、あまり時間もございませんけれども、各委員のほうからご意見いただけますでしょうか。櫻井さん。

櫻井委員：

はい。今ざっと見て気が付いたんですけれども、この費用の中にですね、例えばヤフーで随分と個人情報が出て、何十億という損害賠償とか費用を払わなければいけないなどということも出ておりますけれども、そのような事故が起きたときの費用というのはここでは入っていないんですね。

不破会長：

今はまだ試算できないということですね。

吉澤市町村課長：

申し訳ございません。本日段階ではまだ入れてございません。

櫻井委員：

まだ入っていない。それはかなり大きいものではないのかなと思うんですけれども、あとここにこの前入っていなかったシステムの更新費用はここには入ったんでしょうか。

吉澤市町村課長：

システム更新につきましては入れさせていただきまして、マイナスとして計算しております。

櫻井委員：

そうですか。

吉澤市町村課長：

それが先ほどの2ページの「 」の一番下のところでございます。まとめて書かせていただいております、恐縮でございますけれども。

櫻井委員：

5年ごと。はい、そうですね。あとそれからずっと見るとですね、小さい町や村ほどなかなか払った費用に見合うメリットというものが受け取れないということが浮かび上がっているのかなというふうに感じましたし、それから、住民側のメリット、行政側のメリット、これを見ると、住民側のメリットのほうが行政側よりもマイナスになっていないという意味で出てくるのかなという感じがしますが、行政側のメリットといってもですね、それは必ずしも住民にとっていいことではないのであって、例えば介護に回るはずのお金がこの住基ネットのマイナスによって削られるとか、教育費が削られるとか、またはそのほかのかたちでの住民の負担になり得るんだということをちょっと指摘しておきたいと思います。ですから、ただ単に住民側のメリットが数字としてプラスとなって出てきたからといって、それは総合的な意味で考えた場合の住民側のメリットには必ずしもならないのだということを指摘したいと思います。

清水委員：

櫻井さんの関連で言っちゃいます。その後、佐藤さんのほうに。新聞記事をお配りしたものはですね、

どうしてもここは住基ネットの審議会なものですから、住基ネットの話にどうしても焦点を絞らざるを得ないんですが、やはり、自治体がどういう状況に置かれて、財政的にどういう状況に置かれているかということ全体を考えた中でその住基ネットをどう位置付けて、どこまでのことができるかというような考え方をしなければいけないと思うんですね。そうして見ますと、やはり、予想どおり交付税の大幅減と。住基ネットについて様々な問題が出ると、総務省のほうでは、それは地方交付税のほうで対処しましょうというようなことを言ってきていたし、今後もそういうことを言うのかもしれませんが、やはり、国のほうの交付税というのをあてにするのではなくて、あてにせざるを得ないという実情があるのはわかっていますけれども、なるべく自前でやっていけるという方向性を、ものすごくやっぱりきちんと考えていかなければいけないのかなと。櫻井さんも今言ったように、住民にとってプラスという計算はできるけれども、自治体は住民にプラスになれば自治体はそれだけもうかるかという、もうかるのではなくて、確実に出費を相当伴っていることになるので、住民が得した分、自治体にお金を入れてくれるのであれば組織計算ということはできますけれども、自治体がこういう自治体の中の仕事としてプラスに転化しないというものの意味というものを、別にこの住基ネットに限らないんでしょうけれども、ここで言えば、ひとつの典型として住基ネットという、行政にとってもメリット、市町村にとってもメリットにしていかないといけない。事務の効率性、それから安全的に管理するのにしても、経費をどこまで落とすことができるのかといったことをきちんと考えなければいけないのかなと思いますね。この記事の中でも長野県が、一番後ろに付いていますけれども、全国で財源不足ということで、長野県のところは「 」印が付いていますが、これは過去5年から10年で最高ということになっていますね。「 」のところも幾つも出ていますけれども、来年またこういう一覧表を作ったときに、「 」のところはもっと増えてくる可能性があるわけで、やはり、全体の中で住基ネットの問題も見ていただきたいなというふうに思います。それと話は少し違うんですけども、2月23日の日経新聞の記事も入れましたけれども、ソフトバンクのほうの話は、ここで言うまでもなく皆さん知っていることだと思うので入れませんでしたけれども、ソフトバンクは会員1人あたりについては500円の商品券を送るということで、約40億を出費するということですが、この損保会社のこのニュースというのは、その2日ほど前の日経新聞のトップなわけですけども、この損保ジャパンなどで考えている保険というのは、最大1億だとか、あるいは最大が4億ですかね、4億円。オプションには保険会社によって違いはあるようですけれども、年額180万円くらいの保険で4億。これがニッセイ同和損保ですかね。そういったものが考えられているようですけれども、こういった保険のことも考えていかなきゃいけないのではないのかなというふうに思います。以上です。

不破会長：

佐藤さん。

佐藤委員：

ちょっと2つ申し上げます。確認ですけど、1ページ目の事務の負担の所要時間ですけど、小さいところよりも中くらいのほうが所要時間は少なく、大きくなるとまた所要時間が増えるというのは、これはたぶんサンプルでたまたまそういうヒアリングした結果こうなったと思うんですけども、そういうことですね。

吉澤市町村課長：

はい、そのとおりでございます。

佐藤委員：

しょうがないのかどうか、ちょっとうまく平準化してもいいような気がしますけれど。これは指摘だけです。それから、2ページ目の国への情報提供料3億円というのは、これは後ろのほうの試算には全部入ってきているわけですね。直接的には見えませんが。

吉澤市町村課長：

はい、入ってきております。

佐藤委員：

入っていますね。

吉澤市町村課長：

先ほどご説明した全集計表に入っております。

佐藤委員：

はい、わかりました。それでは、3ページ目のところで一番問題なんですけれども、数値化していない要素として、ここにはネットワークのセキュリティ強化のために、あとこれからどのようなお金が掛かるのかというのが当然入っていないわけですよ。そもそも何でこれを出してもらったかという、現状これだけ金が掛かっていると。この先、住基ネットをどう維持するかというときに、これを前提にしてさらにお金を掛けたときに、セキュリティを強化してちゃんとしたネットワークにしたときに幾ら掛かるか。そのときに対案として、実は今度、長野県としては別のアプローチを取ろうとしている。それによって実はこの運用コストが下がるということによって、だから長野県としては独自の別の仕掛けが考えられるというところを最後に持っていきたいので、その前段としてこの資料を出しているんですね。したがって、これが中間報告でありまして、これから我々が次のステップに入るときには、このセキュリティ対策というものに対してどのようなお金を掛けられるのか。それを今のところを現状の運用としてプラスアルファするのか、あるいは現状の運用形態を変えながらもっとドラスティックにネットワークのあり方とか運用形態を考えたときにどうなるかということを実は考えていく。その中間報告だというふうに私は認識しております。ある意味では、そのときに今の、例えばシステムの形態を変えなくても、万が一のときの保険というかたちでの今の金額なんていうのも考え方としてあるわけです。つまり、セキュリティをこれ以上あまり強化しないで保険で逃げようというのも作戦としては実際あるわけですが、そのあたりをどういうふうにしていけばいいかというのは、これから長野県としてどう考えていくかという、この資料はそういうふうに見えるのではないのかなというふうに感じています。

不破会長：

はい。中澤さんのほうでは。

中澤委員：

私は前回も費用効果については申し上げたわけなんですけど、これを上げるためには、ひとつは掛ける金を減らすか、もしくははっきり使うしかないですね。これは制度をやめろっていうお話はとりあえず国会で審議していただくとして、作られて動いている以上は、費用対効果を上げろっていう視点から言えば、とにかく利用度合いを高めるしかないかなと。そういうことだと思っております。

不破会長：

はい。吉田さんは、いいですか。

それから、先ほど事務局からのご説明の中にありました、今の中澤さんの話にも関係しますけれども、県の事務における住基ネットの利用について、もっと言うと、今ここの最後のページに書かれておりますのは、一般旅券の発給についての部分であろうかと思えます。先ほど事務局のほうからは、実際にこれを検討するにあたって技術的な部分でアドバイスをお願いすることもあるかというお話がございました。公的個人認証のときにも私申し上げましたけれども、これは実施するかどうか、公的個人認証についても、また今の県の事務における住基ネットの利用についても、実施するかどうかというのは県の判断でございますが、検討段階でアドバイスなどが必要であれば、県からの要請に基づいて私ども委員の皆さんの協力をお願いしたいと考えております。特に今回の場合、一般旅券などの場合は、これは県の内部のネットワーク、県と各合庁にその発給のための端末がということになるかと思えますけれども、そうすると、その端末のセキュリティ、それから、端末と県のサーバとの間のネットワークのセキュリティということになるかと思えます。そういう県内部のネットワークのセキュリティ対策をとることがもしも県のほうからアドバイス等の協力要請がありましたら、これはそういうことに非常に詳しい佐藤委員さんを中心にご協力をさせていただけないかというふうに、...これは佐藤さんへのお願いなんですけれども...、思っております。いずれにしろ、具体的なセキュリティ対策の案が出ましたら、県のほうから再度この審議会のほうに相談を投げ掛けていただければと思えますけれども、佐藤さんはいかがでしょうか。

佐藤委員：

結構です。

不破会長：

よろしいでしょうか。

佐藤委員：

基本的には現場の実態も踏まえて、いろいろ状況を判断する中で対策等を施す中で実施できるかどうかという、そういう判断を最終的に県がすると思えますけれども、そのための技術的な状態がどうなっているか等に関しての調査並びに対策等についてのアドバイスをするということに関しては受けたいと思えます。

不破会長：

はい、わかりました。本日の議題は以上で、少し時間もオーバーしております。そのほか何かご意見等ございますでしょうか。

松林住基ネット対応チームリーダー：

すいません。先ほどちょっと私、冒頭、118の市町村ですね。これについてメールで送ったというふうに言いましたけれども、118の内メールで送ったのは、実験にご協力いただいた3町村でございまして、残りの115については昨日速達で郵送でしておりますので、その点ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

不破会長：

あと、昨日送られても、メールで送られても、土曜日ですので受け取れない恐れもありますよね。

松林住基ネット対応チームリーダー：

これにつきましては、解禁日は今日でございまして、責任ある首長さんに対してお送りを、メールをお送りしたということでございます。

不破会長：

市町村さんは、今日ここで実験結果が公開される、説明があるということはお存じなんでしょうか。

吉澤市町村課長：

一昨日、各市町村に公表されますということで、お送りしたいというメールを夕方でございますけれども、させていただいております。

不破会長：

一昨日ということは、平日の金曜日ということですね。

吉澤市町村課長：

予告といたしまして、内容は含んでございませぬけれども、そういうことがございませぬという情報提供はさせていただいております。

不破会長：

これはもう市町村のためにやった実験であり、市町村と一緒にやってやった実験でもありますので、市町村からのそういういろいろな不満が出ないように、また市町村のためになることをこれからもお願いしたいと思いますし、我々への報告よりも、やはり市町村への報告ということが私は重要ではないかと思っております。それでは大変長い間お疲れさまでございました。今日の議事は以上で終了したいと思います。また次回、3月になろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

事務局：

どうもありがとうございました。以上をもちまして、第12回長野県本人確認情報保護審議会を閉会とさせていただきます。